

# 競技者資格規則

## (目的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）は、公益財団法人日本スポーツ協会（以下「日本スポーツ協会」という。）、公益財団法人日本オリンピック委員会（以下「日本オリンピック委員会」という。）及び国際水泳連盟が制定した憲章に準拠し水泳競技の健全な普及・発展を図るため、本連盟に登録する選手（以下「競技者」という。）に対する競技者資格規則を定める。

## (スポーツマンシップ)

第2条 スポーツとして水泳を愛し、フェアプレーの精神とマナーを尊び、水泳スポーツの向上と発展に自ら貢献しようとする意志を持つこと。

2 善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、市民社会における水泳スポーツの地位の向上に寄与すること。

3 競技者が競技会に参加する際は、競技会主催者が規定する参加規約に従うものとする。

## (競技者の定義)

第3条 本規則の競技者とは、競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング・オープンウォータースイミング及び日本泳法の男女の競技者をいう。

## (競技者の資格)

第4条 競技者は本連盟の加盟団体を經由して、本連盟に競技者登録（在日外国人競技者登録も含む。）をすることにより本連盟又は本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会、国際水泳連盟及び国際オリンピック委員会が主催、公認した競技会に参加することができる。

2 競技者は、前項団体が非公認としている競技会に参加しようとする場合は、本連盟の加盟団体を經由して、本連盟の許可を得なければならない。

## (賞金等の受け取り)

第5条 競技者が前条に基づき参加した競技会が賞金や出場報酬（以下「賞金等」という。）付であった場合は、その賞金等を競技者本人が受け取ることができる。

2 競技者が受け取りを辞退した場合は、その賞金等は、本連盟に帰属するものとする。

## (競技者の商行為及び届け出義務)

第6条 競技者は、自らの責任において、つぎの商行為を行うことができる。

ただし、商行為を行うに際しては、競技者自身の名誉を傷つけたり、水泳競技の健全な普及・発展を妨げることは厳につつまなければならない。

(1) 水着及びウェア・キャップ・持ち物に本連盟が許可した所属チーム等の名称・マーク、メーカーのロゴマーク以外に本連盟の事前承認を得たスポンサーのロゴマークを付して競技すること

(2) 水泳競技の普及、発展を目的とした水泳教室や講習会を主催すること及び同目的で開催される水泳教室や講習会に協力すること

(3) 映画、演劇、テレビ・ラジオ放送、雑誌、新聞等の座談会、その他これに準ずる行事に出演又は参加すること

2 競技者は、前項の商行為を行うに際し、事前に本連盟に届け出て、承認を得なければならない。

# 競技者資格規則

## (競技者に禁止される商行為)

第7条 競技者は、自己の肖像等（動画・静止画・イラスト・サイン・氏名・ニックネーム・似顔絵・手形・足形・声等その個人であることが明確にわかるもの）をテレビ・ラジオコマーシャル、ポスター、新聞、雑誌、パンフレット、チラシ等の広告媒体物に使用させることを禁止する。

2 ただし、前項にかかわらずつぎの各号に該当するときは自己の肖像等の使用を認める。

(1) 本連盟が定めた「肖像等の使用禁止に対する除外認定競技者規程」により、除外認定競技者として認められたとき

(2) 日本オリンピック委員会が推進するマーケティングプログラム・肖像権システムに基づき、シンボルアスリート等に認定され競技者が同意したとき

(3) 本連盟が競技・強化事業を推進するために、個人及び団体の肖像等を活用するとき

(4) 本連盟が推進するマーケティングプログラムにより、個人の肖像等を活用するとき。なお、その対価として本連盟に支払われる報酬（都度料）等の配分については、その都度当該競技者と協議し決定する

(5) 競技者の所属する企業、団体（旧所属を含む）が肖像等を活用するとき。ただし、旧所属の企業また、団体が肖像等を活用する場合は、競技者本人及び新所属の承諾を要する。小・中・高校生の肖像等の活用は、親権者の承諾を条件とする

## (違反競技者に対する処分)

第8条 本連盟に登録された競技者が、つぎの各項に該当すると認められたときは、第9条に基づき理事会の決議により処分を受ける。

(1) 第2条のスポーツマンシップに違反したとき

(2) 本連盟及び本連盟の加盟団体、日本スポーツ協会、日本オリンピック委員会が禁止した競技会等（記録会、模範演技会、試泳会その他水泳競技及び

演技を含む一切の行事をいう。）に許可を得ずに参加したとき

(3) 国籍の如何を問わず、本連盟が競技者資格を認めていない者が参加する競技会に、その事実を知って参加したとき

(4) 本連盟に届け出て承認を得ることなしに、第6条の商行為をしたとき

(5) 第7条の禁止される商行為をしたとき

(6) その他本連盟及び本連盟の加盟団体の名誉を著しく傷つけたとき

## (処分の内容)

第9条 前条の競技者に対する処分は、その違反の程度に従いつぎのとおりとする。

(1) 登録の永久停止

(2) 5年以下の期間を定めた登録停止

(3) 文書による戒告

(4) 口頭による注意

# 競技者資格規則

## (競技者資格審査委員会)

第10条 第8条の処分を行うにあたっては、競技者資格審査委員長は、競技者資格審査委員会を招集し、処分の是非及び処分内容についての判定を行い、理事会に答申しなければならない。

2 委員長は理事会への答申に先だち、前項の判定結果を当事者本人に通告しなければならない。

3 競技者に第8条の処分を受ける違反の疑いがある場合、競技者資格審査委員会の議決により、理事会が第8条による処分を決定するまでの間、一時的に第4条の競技者資格を停止することができる。

4 競技者資格審査委員会についての規程は、別に定める。

## (不服審査会)

第11条 前条第2項の通告の後、2週間以内に当事者本人より処分に対する不服の申し立てがあったときは、不服審査委員長は審査会を招集し、その申し立てを審査しなければならない。

2 前項の審査会の構成は、つぎのとおりとする。

(1) 委員長

(2) 委員長が特に指名した者

3 不服審査会には、当事者本人、親権者及び当事者が指名した者2名以内が出席して意見を述べることができる。

## (日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第12条 前条にかかわらず、日本スポーツ仲裁機構が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされる仲裁により解決されるものとする。

## (改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 1 本規則は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

2 本規則は、2014（平成26）年2月23日より一部改定施行する。

3 本規則は、2014（平成26）年5月30日より一部改定施行する。

4 本規則は、2016（平成28）年10月22日より一部改定施行する。

5 本規則は、2018（平成30）年4月1日より一部改定施行する。

# 大切なこと

【大切なことですから、本欄を読んで必ず守ってください】

2016年2月28日

公益財団法人 日本水泳連盟

## I 宣伝・広告の媒体について

本連盟では選手や役員のみなさんが宣伝・広告の媒体とならないように競技場の「アリーナ」内で着たり、持ち込んだりするもの、たとえば水着やシャツ、トレーニングウェア、バッグなどのマークなどについて次のように制限をしています。よく読んで必ず守ってください。

### 1 ついていてもよいもの

- (1) 自分の氏名、エントリーした所属（チーム・学校・クラブ等）の名称やマーク。
- (2) 国旗・国または地域の名称（自国でなくてもよい）、都道府県や市町村の名称やマーク。
- (3) 公式競技会および公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの。
- (4) 水着・ウェア等のメーカーロゴ・マーク。
- (5) 事前に届出承認がされている、スポンサーロゴ。

### 2 それぞれの大きさと数

それぞれの大きさ（サイズ）は着用前の面積とします。採寸方法は正方形または長方形とみなし、縦×横で面積を求めます。それぞれの面積は最大を示し、その範囲内であれば大きさに規定はありません。

マークの種類/用途	水着についてよい大きさと数	ウェアについてよい大きさと数	その他のものについてよい大きさと数
自分の氏名、エントリーした所属の名称・マーク、国旗・国または地域等の名称やマーク、公式・公認競技会のマークや本連盟が認めたもの	競泳は50cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。 競泳以外の競技は大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。	大きさに制限はなし。
メーカーのロゴ・マーク	メーカーロゴまたはマークは30cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。（注1）	メーカーロゴは40cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。マークは20cm <sup>2</sup> 以内であれば、いくつついていてもよい。	メーカーロゴは20cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。マークは20cm <sup>2</sup> 以内であれば、いくつついていてもよい。
事前承認されたスポンサーロゴ	30cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。	40cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。	20cm <sup>2</sup> 以内で1カ所。

注1 ワンピース水着の場合は、ウエストより上に1つウエストより下に1つ許され、ツーピース水着の場合は、上部に1つ下部に1つが許される。ただし、これらの商標名は相互に隣接して置くことはできない。

## II 国内競技会での競泳水着の取り扱いについて

日本水泳連盟並びに加盟団体が主催する競技会（公式競技会）と公認された競技会（公認競技会）の競泳競技において、着用できる水着は下記の通りです。

### 1 FINAの公認した水着を着用すること。

※規定に外れる水着を着用して泳いだ場合の記録は、各公式・公認競技において参考記録扱いとなり、決勝への出場および全国大会や国際大会の標準突破記録として認められず、本連盟のランキングにも反映されません。

### 2 着用できる水着は1枚のみとし、水着の重ね着は禁止する。

### 3 水着へのテーピングおよび2次加工は禁止する。

※水着の重ね着、水着へのテーピングおよび2次加工の規定に違反した場合は失格となります。



# アンチ・ドーピング

## ドーピングって、なに？ なんでいけないの？

ドーピングとはフェアプレーの精神に反して、競技における運動能力の向上を目的として禁止物質を使用したり物理的な方法を用いたりすることです。また、チームスタッフ等が禁止物質の使用を企てたり支援したりする行為もドーピングの一種とされています。

スポーツの価値の根幹にはフェアプレーがあり、それを尊重する姿勢をスポーツマンシップと呼んで称賛します。スポーツに参加する選手全員がフェアプレーをすることによってはじめて勝敗の意味が生まれ、勝者と敗者がともに相手を讃え合う気持ちが湧いてきます。スポーツの価値として、日本アンチ・ドーピング規程（公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構）には以下のようなものが列記されています。

- ・ 倫理観、フェアプレーと誠意
- ・ 健康
- ・ 卓越した競技能力
- ・ 人格と教育
- ・ 楽しみと喜び
- ・ チームワーク
- ・ 献身と真摯な取り組み
- ・ 規則・法を尊重する姿勢
- ・ 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- ・ 勇気
- ・ 共同体意識と連帯意識

このような素晴らしい価値をもつスポーツ活動はすべてフェアプレーの上に成り立っており、フェアプレーの精神に反するドーピング行為は禁止されています。



ドーピングが禁止される理由はもう1つあり、それは身体的な健康被害です。ドーピングで禁止している物質の多くは競技力向上と引き換えに健康を害します。せっかくスポーツをとおして健康なからだ、健康な精神を培ってきたのに、ドーピングによって両者ともはかなく崩れ去ってしまうのです。

ドーピングが禁止されているのは、一部のトップアスリートだけではないのです。小学生だって中学生だって、趣味として活動している中高年のスポーツ愛好家だって、「ずるいこと」をして試合に勝っても、すがすがしい達成感は生まれません。

さあ、これを読んだあなたがスポーツの価値を高めていく主役なのです。スポーツ活動をとおして、自分とスポーツを取り囲む文化を磨き上げていきましょう。

日本水泳連盟編集・発刊『水泳選手のためのアンチ・ドーピングのい・ろ・は』  
(2015年)、p10より引用。